

北海道告示第10520号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年4月3日

北海道知事 鈴木 直道

(水産林務部所管分その1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先		補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 水産業振興対策事業 漁業経営の安定や水産関連産業の振興のために実施する関係団体との意見調整及び国際漁業対策の推進等の事業活動に対し、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道水産会	一般社団法人北海道水産会が実施する水産業振興対策事業に要する次に掲げる事業経費で知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 水産政策等推進事業 会議費、旅費交通費、通信費、消耗品費、印刷製本費、借家損料、借上料、報償費、雑費 (2) 国際漁業対策推進事業 会議費、旅費交通費、通信費、消耗品費、印刷製本費、筆耕翻訳料、借上料、雑費 (3) 貝殻島区域昆布採取協定事業 会議費、旅費交通費、通信費、消耗品費、印刷製本費、経済協力費、渉外費、筆耕翻訳料、借上料、雑費 (4) 他産業団体等連絡協調事業 会議費、旅費交通費、通信費、消耗品費、印刷製本費、借上料、雑費	定額	水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 水林第93号様式 別に指示する様式	水林第29号様式 水林第31号様式 水林第93号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 令和5年 4月7日 水産林務部総務課		
2 漁船海難防止対策事業 漁船海難防止及び水難救済に関し総合的な諸対策に関する事業を推進し、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北海道海難防止・水難救済センター	公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターが行う漁船海難防止対策事業に要する次に掲げる経費で、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 海難防止事業費 旅費、需用費、役務費、使用料、人件費 (2) 水難救済活動支援事業費	2分の1以内	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 水産林務部水産局水産経営課		

		<p>旅費、需用費、役務費、使用料、救難所運営費、人件費</p> <p>(3) 事務費（各事業共通）</p> <p>需用費、役務費、使用料</p>							
<p>3 水難救難活動促進事業</p> <p>遊漁船やプレジャーボートなどによるレジャー型海難事故に際し、ボランティアとして救助活動を行っている水難救難所に対し、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターが交付する「出動報奨金」について、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益社団法人北海道海難防止・水難救済センター</p>	<p>公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターが行う水難救難活動促進事業に要する経費のうち、救助活動に従事した船に対する出動報奨金（出動報奨金は1隻につき5万円とし、1海難事故当たり2隻分を限度とする。ただし、緊急的な救助活動等であつて道が必要と認めた場合は、予算の範囲内で実出動隻数分を限度とする。）</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>水林第2号様式</p> <p>水林第14号様式</p> <p>水林第18号様式</p> <p>水林第20号様式</p> <p>水林第32号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>水林第2号様式</p> <p>水林第18号様式</p> <p>水林第29号様式</p> <p>水林第31号様式</p>	<p>提出部数</p> <p>提出期限</p> <p>提出先</p>	<p>1部</p> <p>別に指示する日</p> <p>水産林務部水産局水産経営課</p>		
<p>4 北海道漁業士育成事業</p> <p>全道各地で地域の漁業者等を先導し、漁業後継者の育成指導、地域活動の指導援助や地域漁業振興などの多様な活動を行っている漁業士に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道漁業士会</p>	<p>北海道漁業士会が行う漁業士交流連携事業、漁業士啓発事業、地域漁村・漁業活性化事業、情報・広報事業及び道外先進地交流研修事業に要する経費（報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料に限る。）</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>水林第2号様式</p> <p>水林第14号様式</p> <p>水林第18号様式</p> <p>水林第20号様式</p> <p>水林第32号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>水林第2号様式</p> <p>水林第18号様式</p> <p>水林第29号様式</p> <p>水林第31号様式</p>	<p>提出部数</p> <p>提出期限</p> <p>提出先</p>	<p>1部</p> <p>別に指示する日</p> <p>水産林務部水産局水産経営課</p>		
<p>5 北海道漁業就業支援協議会事業</p> <p>関係機関等と連携した漁業就業者に関する情報の収集と提供を行うとともに、新規漁業就業者の受入体制整備の促進及び漁業技術の早期習得の支援や啓発指導を行うことにより、漁業就業者の確保育成を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道漁業就業支援協議会</p>	<p>北海道漁業就業支援協議会が行う漁業就業者確保育成に要する経費（賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料に限る。）</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>水林第2号様式</p> <p>水林第14号様式</p> <p>水林第18号様式</p> <p>水林第20号様式</p> <p>水林第32号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>水林第2号様式</p> <p>水林第18号様式</p> <p>水林第29号様式</p> <p>水林第31号様式</p>	<p>提出部数</p> <p>提出期限</p> <p>提出先</p>	<p>1部</p> <p>別に指示する日</p> <p>水産林務部水産局水産経営課</p>		

<p>6 漁業協同組合経営指導事業</p> <p>漁業協同組合の健全な発展と漁業者の社会的・経済的地位の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道漁業協同組合連合会</p>	<p>北海道漁業協同組合連合会が行う漁協経営指導事業に要する次の経費</p> <p>(1) 旅費・交通費 (2) 弁護士等相談料 (3) パソコン借上料 (4) 会議費 (5) 通信・運搬費 (6) コピー代 (7) 参考図書費 (8) 事務用品費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p>	<p>1部 別に指示する日 水産林務部水産局水産経営課</p>		
<p>7 北海道漁業振興資金利子補給金</p> <p>北海道漁業振興資金を融通する北海道信用漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付する。</p>	<p>北海道信用漁業協同組合連合会</p>	<p>北海道漁業振興資金の貸付について、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間における、資金区分ごとに算定した融資平均残高（融資期間中の毎日の残高（延滞額を除く）の総和（積数））を年間の融資日数で除して得た金額（積数／365）に、対応する利子補給率をそれぞれ乗じて得た金額の合計</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>水林第2号様式 水林第10号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式</p>	<p>水林第2号様式 水林第10号様式 水林第31号様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p>	<p>1部 別に指示する日 水産林務部水産局水産経営課</p>		
<p>8 北海道漁業経営改善促進資金融通事業利子補給金</p> <p>北海道低利預託資金を全国漁業信用基金協会に貸し付ける北海道信用漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付する。</p>	<p>北海道信用漁業協同組合連合会</p>	<p>北海道信用漁業協同組合連合会が、漁業経営改善促進資金の融通に係る北海道低利預託資金の造成に必要な資金を全国漁業信用基金協会に貸し付ける場合における当該貸付金の利息（短期プライムレートと同率）</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 水林第94号様式</p>	<p>水林第31号様式 水林第94号様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p>	<p>1部 別に指示する日 水産林務部水産局水産経営課</p>		
<p>9 北海道水産業振興構造改善事業</p> <p>水産業の振興を図るため、資源の培養と資源・漁場の合理的な利用管理に基づく資源培養・管理漁業を促進し、もって本道水産業の構造改善の推進に資するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 北海道漁業協同組合連合会 一般社団法人さけ・ます増殖事業協会</p>		<p>別表1のとおり</p>	<p>水林第6号、第8号又は第9号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。）</p>	<p>水林第6号、第8号又は第9号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 水林第36号その1様式からその8様式まで 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p>	<p>1部 別に指示する日 総合振興局、振興局又は水産林務部水産局水産経営課</p>	<p>総合振興局長及び振興局長（補助対象者が北海道漁業協同組合連合会又は一般社団法人さけ・ます増殖事業協会である場合を除く。）</p>	

				水林第35号その 1様式からその 9様式まで 別に指示する様 式					
(1) 増養殖施設整備事業		<p>補助対象者が行う次に掲げる北海道水産業振興構造改善事業（増養殖施設整備事業）に要する経費又は市町村が次に掲げる北海道水産業振興構造改善事業（増養殖施設整備事業）を行う事業実施主体に対して当該事業費を補助する場合における当該補助に要する経費及び事業実施の指導監督に要する経費</p> <p>(1) 養殖施設（養殖施設再配置を含む）</p> <p>(2) 種苗生産施設（養殖用種苗用等、所得向上を目的とした種苗生産施設）</p> <p>(3) 地下海水取水施設</p> <p>(4) 種苗生産施設（さけ・ます資源及び内水面水産資源を除く資源の増大を目的としたもの）</p> <p>(5) 上記の附帯施設</p>							
(2) 漁業共同利用施設整備事業		<p>補助対象者が行う次に掲げる北海道水産業振興構造改善事業（漁業共同利用施設整備事業）に要する経費又は市町村が次に掲げる北海道水産業振興構造改善事業（漁業共同利用施設整備事業）を行う事業実施主体に対して当該事業費を補助する場合における当該補助に要する経費及び事業実施の指導監督に要する経費</p> <p>(1) 荷さばき施設</p> <p>(2) 鮮度保持施設</p> <p>(3) 作業保管施設</p> <p>(4) 加工処理施設</p> <p>(5) 海水処理施設</p> <p>(6) 蓄養施設</p> <p>(7) 漁獲物運搬施設</p> <p>(8) 漁船保全修理施設</p>							

		<ul style="list-style-type: none"> (9) 漁業作業等軽労化機能整備 (10) 燃油補給施設 (11) 省エネルギー型施設機能整備 (12) 小規模漁場施設 (13) その他、浜の活力再生プランで必要となる施設 (14) 水産廃棄物等処理施設 (15) 密漁等監視施設 (16) 水産情報高度利用施設 (17) 衛生環境強化機能整備 (18) 漁業研修等施設 (19) 水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備 (20) 再生可能エネルギー利用施設・機能整備 (21) 上記の附帯施設 							
<p>(3) 加工流通共同利用施設整備事業</p>		<p>補助対象者が行う次に掲げる北海道水産業振興構造改善事業（加工流通共同利用施設整備事業）に要する経費又は市町村が次に掲げる北海道水産業振興構造改善事業（加工流通共同利用施設整備事業）を行う事業実施主体に対して当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費及び事業実施の指導監督に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 荷さばき施設 (2) 鮮度保持施設 (3) 加工処理施設 (4) 海水処理施設 (5) 廃棄物等処理施設 (6) 加工流通作業等軽労化機能整備 (7) 衛生環境強化機能整備 (8) 水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備 (9) 再生可能エネルギー利用施設・機能整備 (10) その他、浜の活力再生プランで必要となる施設 (11) 上記の附帯施設 							

<p>(4) 水産業競争力強化緊急施設整備事業</p>		<p>補助対象者が行う次に掲げる北海道水産業振興構造改善事業（水産業競争力強化緊急施設整備事業）に要する経費又は市町村が次に掲げる北海道水産業振興構造改善事業（水産業競争力強化緊急施設整備事業）を行う事業実地主体に対して当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費及び事業実施の指導監督に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 養殖用種苗生産施設 (2) 養殖施設（養殖施設再配置を含む） (3) 漁獲物運搬施設 (4) 荷さばき施設 (5) 省エネルギー型施設機能整備 (6) 漁場底質改善 (7) つきいそ (8) 放流用種苗生産施設 (9) さけ・ます種苗生産等施設 (10) 種苗中間育成施設 (11) 病害汚染防止施設 (12) 加工処理施設 (13) 再生可能エネルギー利用施設・機能整備 (14) 海業支援施設 (15) 作業保管施設 (16) 海水処理施設 (17) 漁船保全修理施設 (18) 水産作業等軽労化機能整備 (19) 船舶離発着施設 (20) 岸壁等の軽労化施設 (21) 密漁等監視施設 (22) 燃油補給施設 (23) 深層水等利活用施設 (24) 鮮度保持施設 (25) 水産廃棄物等処理施設 (26) 養殖場環境管理施設 (27) 水産情報高度利用施設 (28) 衛生環境強化機能整備 (29) 地下海水取水施設 							
-----------------------------	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

		(30) 水産資源評価・管理のための電子 化推進施設・機能整備 (31) その他、浜の活力再生広域プラ ンで必要となる施設 (32) 上記の附帯施設							
10 北海道離島漁業再生支援 事業 離島漁業の再生を図るた め、予算の範囲内で補助す る。			定額	水林第82号様式 別に指示する様 式	水林第87号様式 別に指示する様 式	提出部数 提出期限 提出先	正副2部 別に指示 する日 宗谷総合 振興局、 留萌振興 局、檜山 振興局、 釧路総合 振興局	宗谷総合振興局長、 留萌振興局長、檜山 振興局長、釧路総合 振興局長	
(1) 北海道離島漁業再生支 援交付金事業	市町村	(1) 離島漁業再生事業交付金 市町村が離島漁業再生事業交付金を 交付する場合における当該交付に要す る経費 (2) 離島漁業新規就業者特別対策事業交 付金 市町村が離島漁業新規就業者特別対 策事業交付金を交付する場合における 当該交付に要する経費 (3) 特定有人国境離島漁村支援交付金 市町村が特定有人国境離島漁村支援 交付金を交付する場合における当該交 付に要する経費							
(2) 北海道離島漁業再生支 援推進交付金事業	市町村	市町村が離島漁業再生支援交付金事業 を行う場合における当該事業に要する経 費のうち、次に掲げるもの ア 推進事務費 イ 確認事務費 ウ 交付事務費							

<p>11 道産水産物魚食普及推進事業</p> <p>減少を続ける魚介類の消費回復や魚食文化の維持・発展、新型コロナウイルス感染症の影響による需要減少からの回復を図るため、学校給食や介護現場等での魚食導入促進や多様な生活スタイルに対応した魚食形態の創出を図る取組に対して予算の範囲内で補助する。</p>	<p>漁業者 漁業協同組合 その他漁業者団体 水産加工団体 調理師団体</p>	<p>補助対象者が行う道産水産物魚食普及推進事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 旅費 (2) 資料作成費 (3) サンプル作製費 (4) 加工経費 (5) 資材費 (6) 運送費 (7) 施設使用料 (8) アンケート実施料 (9) 検査料 (10) 講師謝金 (11) 広告宣伝費 (12) WEB作成費 (13) その他事業遂行上真に必要なとされる経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p>	<p>1部 別に指示する日 水産林務部水産局水産経営課</p>		
<p>12 道産水産物輸出拡大推進事業</p> <p>主要な輸出水産物であるホタテ、サケの輸出回復や、北海道において資源が増加傾向にある魚種を新たな輸出品目として海外市場への販路拡大を推進するとともに、輸出先国の多角化を図ることにより、産地価格の安定化、食の輸出拡大戦略の目標達成に寄与するため、道産水産物の輸出促進に向けた取組に対し予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道漁業協同組合連合会</p>	<p>道産水産物の輸出拡大に向けた次の取組に要する経費とし、旅費、原材料費、加工費、製品開発費、輸送費、広告宣伝費、出展料、資材費、印刷製本費、その他事業遂行上真に必要なと認められる経費とする。ただし、原材料費、加工費、製品開発費、輸送費については、試食等に係るサンプル分に限るものとする。</p> <p>(1) 輸出先国のニーズに応じた製品開発 (2) 輸出先国の飲食店、量販店での販売促進イベント開催 (3) インターネットを活用した販売促進</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p>	<p>1部 別に指示する日 水産林務部水産局水産経営課</p>		
<p>13 とど被害防止対策事業</p> <p>沿岸漁場の水域においてとどを駆除し、漁場環境の保全を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 漁業協同組合 漁業協同組合連合会</p>	<p>補助対象者が行うとど被害防止対策事業に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>水林第2号様式 水林第14号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 (申請者が市町村である場合を</p>	<p>水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 水林第33号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数</p>	<p>正副2部 (申請者が漁業協同組合連合会の場合にあって</p>	<p>総合振興局長又は振興局長(補助対象者が漁業協同組合連合会である場合を除く。)</p>	

				除く。) 水林第33号様式別に指示する様式		提出期限 提出先	は1部) 別に指示する日 総合振興局又は振興局(申請者が漁業協同組合連合会の場合にあつては、水産林務部水産局水産振興課)		
14 北海道環境・生態系保全活動支援事業									
(1) 保全活動支援事業 藻場・干潟等における水産多面的機能発揮対策活動を支援するため、予算の範囲内で補助する。	北海道水産多面的機能発揮対策協議会	北海道水産多面的機能発揮対策協議会が対象活動組織に対し保全活動支援事業の交付金を交付するために要する経費	10分の1.5以内 ただし、補助対象経費が国と国の交付単価に基づく地方公共団体の最低限の交付単価により算出される金額の合計額を超える場合は、国の交付単価により算出される額の14分の3以内とする。 また、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 水産林務部水産局水産経営課		

			28年法律第33号) 第2条第2項に規定する特定有人国境離島地域においては、補助対象経費の10分の1以内 ただし、補助対象経費が国と国の交付単価に基づく地方公共団体の最低限の交付単価により算出される金額の合計額を超える場合は、国の交付単価により算出される金額の10分の1.25以内とする。						
(2) 推進活動支援事業 水産多面的機能発揮対策活動を支援するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が推進活動支援事業を行う場合における当該事務に要する経費	定額	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
(3) 太平洋海域漁業被害環境・生態系保全緊急対策事業 赤潮が発生した太平洋沿岸において、漁業者等による漁場再生の活動を予算の範囲内で補助する。	北海道水産多面的機能発揮対策協議会	北海道水産多面的機能発揮対策協議会が対象活動組織に対し太平洋海域漁業被害環境・生態系保全緊急対策事業の交付金を交付するために要する経費	10分の1.5以内 ただし、補助対象経費が国と国の交付単価に基づく地方公共団体の最低限の交付単価により算出される金額の合計額を超える場合は、国の交付単価により	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 水産林務部水産局水産経営課		

			算出される額の 14分の3以内と する。							
15 マツカワ栽培漁業実証事業 えりも以西太平洋海域におけるマツカワ資源の増大を図るため、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北海道栽培漁業振興公社	マツカワ種苗の大量生産放流に要する経費	10分の4以内	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式	水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 令和5年 4月7日 水産林務部水産局 水産振興課			
16 日本海ニシン栽培漁業定着事業 日本海におけるニシン資源の造成に向け、予算の範囲内で補助する。			2分の1以内	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式	水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式					
(1) 檜山ニシン種苗生産体制整備事業	檜山管内水産振興対策協議会	檜山管内水産振興対策協議会が行う、種苗生産・放流に要する経費				提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 檜山振興局	檜山振興局長		
(2) 後志南部ニシン種苗生産体制整備事業	後志南部地域ニシン資源対策協議会	後志南部地域ニシン資源対策協議会が行う、種苗生産・放流に要する経費				提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 後志総合振興局	後志総合振興局長		
17 北海道水産基盤整備事業 水産基盤整備事業の実施を通じて、水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間の創出及び水域の環境保全を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が水産環境整備事業を行う場合又は市町村が水産環境整備事業を行う漁業協同組合に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費	10分の6以内とする。 ただし、計画事業費が1億円未満の場合については10分の5以内	水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第33号様式 水林第44号様式 別に指示する様式	水林第29号様式 水林第31号様式 水林第33号様式 水林第45号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	正副2部 別に指示する日 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長		
18 漁港漁村環境整備事業 市町村が実施する、漁村	市町村	市町村が漁村再生交付金事業を行う場合における、当該事業に要する経費のう	10分の6以内	水林第9号様式 水林第14号様式	水林第9号様式 水林第29号様式	提出部数 提出期限	1部 別に指示	総合振興局長又は振興局長		

<p>の健全な発展に資する防災関連施設や衛生関連施設、漁港の環境向上や作業の効率、安全性の向上に必要な施設、漁村の再生に資する生産基盤や生活環境施設等の整備に対し、予算の範囲で交付金を交付する。</p>		<p>ち、次に掲げるもの</p> <p>1 工事費</p> <p>(1)本工事費</p> <p>(2)附帯工事費</p> <p>(3)船舶及び機械器具費</p> <p>(4)測量及び試験費</p> <p>(5)用地及び補償費</p> <p>2 地域創造型整備の実施に要する経費</p>		<p>水林第18号様式</p> <p>水林第20号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>水林第31号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出先</p>	<p>する日</p> <p>総合振興局又は振興局</p>		
<p>19 漁港漁村活性化対策事業</p>									
<p>(1) 漁港機能の高度化</p> <p>漁業地域の活性化を図るため、漁港の高度利用及び付加価値創造型漁業地域づくりに必要な施設整備を促進する事業及び地域資源を活用した漁業地域の活性化を図るための事業について、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>1 市町村が漁港機能の高度化に必要な施設整備を促進する事業を行う場合又は市町村が漁港機能の高度化に必要な施設整備を促進する事業を行う地方公共団体の一部事務組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。）、地方公共団体等が出資する法人、地域再生推進法人又は農林漁業者等が組織する団体に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費（工事費（本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費、船舶及び機械器具費、営繕費）、事務費（人件費、旅費、庁費））及び附帯事業費（人件費、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託費、原材料費、構築物設置費）</p> <p>2 附帯事務費として市町村が事業主体の指導監督等に要する経費</p> <p>3 市町村が地域資源活用施設の推進を図る事業を行う場合又は市町村が地域資源活用施設の推進を図る事業を行う地方公共団体の一部事務組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合（中小</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>水林第14号様式</p> <p>水林第20号様式</p> <p>水林第34号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>水林第29号様式</p> <p>水林第31号様式</p> <p>水林第34号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数</p> <p>提出期限</p> <p>提出先</p>	<p>1部</p> <p>別に指示する日</p> <p>総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長及び振興局長</p>	

		<p>企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。）、地方公共団体等が出資する法人、地域再生推進法人又は農林漁業者等が組織する団体に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費</p> <p>4 災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、北海道知事が特に必要と認める経費</p>							
<p>(2) 漁港防災対策支援事業</p> <p>防災・減災対策に取り組む漁港及び漁村において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止、被災時の応急対策に資する施設整備及び施設整備と一体となって効果を高める事業について予算の範囲内で補助する。</p>	市町村	<p>1 市町村が漁港防災対策支援事業を行う場合又は市町村が漁港防災対策支援事業を行う水産業協同組合に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費（工事費（建設工事費、製造請負工事費、機械器具費）、実施設計費、工事雑費（報酬、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費、公社一般管理費）に限る。）</p> <p>2 附帯事務費として市町村が漁港防災対策支援事業を行う水産業協同組合に対して補助する場合における事業主体の指導監督等に要する経費（職員給与、職員手当、共済費、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託費に限る。）</p> <p>3 災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、北海道知事が特に必要と認める経費</p>	2分の1以内。 ただし、離島にあっては、10分の5.5以内	水林第14号様式 水林第20号様式 水林第34号様式 別に指示する様式	水林第29号様式 水林第31号様式 水林第34号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局	総合振興局長及び振興局長	
<p>(3) 水産業競争力強化緊急施設整備事業</p> <p>浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域において、深層水等利活用施設を整備する事業について</p>	市町村	市町村が水産業競争力強化緊急施設整備事業を行う場合又は水産業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費（工事費（建設工事費、製造請負工事費、機械器具費））	2分の1以内	水林第14号様式 水林第20号様式 水林第34号様式 別に指示する様式	水林第29号様式 水林第31号様式 水林第34号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局	総合振興局長及び振興局長	

	予算の範囲内で補助する。								
(4) 漁港機能増進事業 漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善や漁港の安全性の向上、施設の有効活用など漁港機能を増進する事業について、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が漁港機能増進に必要な施設整備を促進する事業を行う場合又は市町村が漁港機能増進に必要な施設整備を促進する事業を行う漁業協同組合及び漁業生産組合に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費 工事費 ・本工事費 ・附帯工事費 ・測量及び試験費 ・用地及び補償費 ・船舶及び機械器具費	1 漁港施設 (漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設及び機能施設) (1)外郭施設 10分の7以内 ただし、離島にあっては、10分の8以内 (2)係留施設 10分の6以内 ただし、第4種漁港に係るものは3分の2以内 (3)輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。) 10分の5.5以内 ただし、第4種漁港に係るものは3分の2以内 2 その他施設 2分の1以内	水林第14号様式 水林第20号様式 水林第34号様式 別に指示する様式	水林第29号様式 水林第31号様式 水林第34号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
20 漁港漁村整備事業 港湾背後の計画的な整備による水産物の生産及び流通の基盤づくり、漁村インフラの強靱化を推進するため予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が漁港漁村整備事業を行う場合における、当該事業に要する経費		水林第9号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 別に指示する様式	水林第9号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
(1)水産物供給基盤整備事業			2分の1以内 (港湾背後地区における水産物						

			の取扱量が年間 1万5千トン以 上の地区につい ては3分の2 以内)						
(2)水産基盤整備調査事業			2分の1以内						
(3)漁村整備事業			2分の1以内 ただし、津波避 難対策緊急事業 計画に基づいて 実施される避難 施設その他の避 難経路並びに避 難地の整備を実 施するもの（漁 業集落道、緑地 ・広場施設等） にあつては、3 分の2以内						
21 秋サケ資源回復加速化事業 サケ稚魚飼育施設において、健苗性の高い稚魚を生産するため、サケ飼育施設の改修や増殖機器類の導入など飼育環境の向上に資する取り組みに対し、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会	公益社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会が秋サケ資源回復加速化事業を行う一般社団法人に対して、補助する場合における当該補助の対象となるサケ稚魚の飼育環境の向上に資するための飼育施設の改修や自動池清掃設備等の増殖機器類の導入に要する経費	4分の1以内	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 水産林務部水産局 漁業管理課		
22 日本海サクラマス資源回復推進事業 日本海海域におけるサクラマス資源の増大を図るため、健苗性の高い種苗を生産する取組に対し、予算の	一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会	一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会が実施するDHA含有餌料及びハーブオイル含有餌料を用いたサクラマスの健苗育成に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)報酬	2分の1以内	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 水産林務部水産局 漁業管理		

<p>範囲内で補助する。</p>		<p>(2) 需用費 (3) 役務費 (4) 委託料 (5) 使用料 (6) 備品購入費</p>		<p>式</p>			<p>課</p>	
<p>23 内水面漁業育成強化対策事業 本道の内水面漁業の社会的、経済的、技術的向上及び内水面漁業の振興を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人北海道内水面漁業連合会</p>	<p>一般社団法人北海道内水面漁業連合会が行う内水面漁業育成強化対策事業に要する経費のうち、次に掲げるもので知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 情報活動費 ア 各種講習会や研修会への参加及び一般消費者を対象とした宣伝・販売等での情報収集・発信の実施に関する経費 イ 機関紙の発行に関する経費 (2) 指導研修費 会員に対する増養殖、魚病防疫の知識普及のための研修会の開催及び技術指導に関する経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p>	<p>1部 別に指示する日 水産林務部水産局漁業管理課</p>	
<p>24 内水面漁業・養殖業振興対策事業 本道の内水面漁業・養殖業の振興を図るために行う資源調査等に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>内水面を漁場とする漁業協同組合 一般社団法人北海道内水面漁業連合会</p>	<p>補助対象者が行う内水面漁業・養殖業振興対策事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 内水面水産資源環境調査分析事業 (1) 内水面水産資源量調査 調査に要する旅費、謝金、役務費、消耗品費、設備品費、委託費、その他（会議費、自動車借上費、通信運搬費、光熱水費、図書購入費） (2) 内水面における漁場環境の再生に関する調査・指導 調査・指導に要する旅費、謝金、役務費、消耗品費、設備品費、委託費、その他（会議費、自動車借上費、通信運搬費、光熱水費、図書購入費） 2 養殖生産工程管理促進事業 (1) 養殖生産履歴の記録手法の策定 策定のための打合せ等に要する旅費、謝金、役務費、消耗品費、委託</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>水林第2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p>	<p>1部 別に指示する日 水産林務部水産局漁業管理課</p>	

		費、その他（会議費、通信運搬費、図書購入費） (2) 養殖生産履歴の記録手法の普及 研修会等参加や研修会等開催のための打合せ等に要する旅費、謝金、役務費、消耗品費、委託費、その他（会議費、通信運搬費、図書購入費）							
25 遊漁調整総合対策事業 遊漁者のルール遵守の徹底とマナーの向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	北海道釣り団体連合会	北海道釣り団体連合会が行う遊漁調整総合対策事業のうち、次に掲げるものに要する経費（人件費、食糧費、備品購入費、参加者に配布する景品の購入費、北海道釣り団体連合会の打合せに要する会議費を除く。） (1) 青少年釣り教室 (2) 遊漁講習会 (3) ゴミ持ち帰り運動 (4) フィッシングマナー教室	2分の1以内	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 水産林務部水産局 漁業管理課		
26 北方四島安全操業対策事業 北方四島周辺海域における安全操業の円滑な推進を図るため、予算の範囲内で補助する。	北方四島周辺海域操業対策協議会 羅臼漁業協同組合	補助対象者が行う北方四島周辺海域における安全操業対策事業のうち次に掲げるものに要する経費（羅臼漁業協同組合にあっては、1の(2)のイの事業に係る経費に限る。） 1 民間交渉・入出域通報 (1) 民間交渉等 ア ロシアとの交渉等に要する経費 イ 関係漁業者への操業指導及びロシア語研修 (2) 入出域通報等 ア 入出域時等における通報に要する経費 イ 衛星通信漁船管理システムの管理に要する経費 2 オブザーバー受入れ ロシア側のオブザーバー受入れ等に要する経費	補助対象経費欄 1の(1)の7及び2にあっては、2分の1以内 1の(1)のイ及び(2)にあっては、4分の3以内	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式	水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 水産林務部水産局 漁業管理課		
27 海外漁場入出域等通報管理事業	一般社団法人北海道水産会	一般社団法人北海道水産会が行う事業に要する経費のうち次に掲げるもの	4分の3以内	水林第2号様式 水林第14号様式	水林第2号様式 水林第29号様式	提出部数 提出期限	1部 別に指示		

<p>日ソ地先沖合漁業協定に基づきロシア水域で操業する小型漁船による漁獲量等の情報を取りまとめて報告し、操業状況に関する基礎資料の整備、操業指導及び操業調整の円滑な推進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>(1) ロシアへの通報管理に要する経費 (通信用周辺設備費、人件費、作業委託費、消耗品費及び通信費) (2) 指導調査に要する経費 (指導旅費、製本費及び会議費)</p>		<p>水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式</p>	<p>水林第31号様式</p>	<p>提出先</p>	<p>する日 水産林務部水産局 漁業管理課</p>		
<p>28 根室海峡海域操業秩序確立事業 (レーダー監視事業) 根室管内漁場管理強化施設利用協議会が行う各レーダー局、監視センターの運用に必要な経費について、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>根室管内漁場管理強化施設利用協議会</p>	<p>根室管内漁場管理強化施設利用協議会が行う根室海峡海域におけるレーダー監視事業に要する次に掲げる経費 (1) 各レーダー局の運用に係る通信費、保守管理費及び消耗品費 (2) 監視センターの運用に係る通信費、保守管理費、消耗品費及び人件費</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p>	<p>1部 別に指示する日 水産林務部水産局 漁業管理課</p>		
<p>29 密漁防止対策事業 漁場監視体制の整備や密漁防止の啓発及び意識の普及を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道密漁防止対策協議会</p>	<p>北海道密漁防止対策協議会が密漁防止対策事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもので知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 漁場監視体制の整備に要する経費 (2) 密漁防止の啓発及び意識の普及に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p>	<p>1部 別に指示する日 水産林務部水産局 漁業管理課</p>		
<p>30 森林組合経営強化対策事業 地域における林業経営の重要な担い手として、厳しい経営環境下においても安定的かつ効率的な事業運営により、健全な経営を持続的に実現できる森林組合の育成と振興を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道森林組合連合会</p>	<p>北海道森林組合連合会が行う森林組合経営強化対策事業に要する次の経費 1 組織強化推進委員会の運営 旅費、会場借上料、謝金、賃金、資料作成費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費等 2 経営者等養成対策事業 旅費、会場借上料、謝金、賃金、資料作成費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費等 3 連携促進対策事業 旅費、会場借上料、車両借上料、謝金、賃金、資料作成費、通信運搬費、</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式</p>	<p>水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p>	<p>1部 別に指示する日 水産林務部林務局 林業木材課</p>		

		消耗品費、印刷製本費、燃料費、委託料等							
31 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等事業 合板・製材・集成材等の競争力強化に向け、加工施設の効率化や原木供給の低コスト化等を通じた体質強化を図るため、予算の範囲内で補助する。	別表2のとおり	市町村、森林組合等が合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業を行う場合における次の事業に要する経費 1 木材産業の体質強化対策 (1) 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化） (2) 木材加工流通施設等整備（低コスト化） (3) 木材加工流通施設等整備（木材生産施設等整備） (4) 品目転換施設整備 (5) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備附帯事業 2 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策 (1) 間伐材生産 (2) 路網整備・機能強化 (3) 高性能林業機械等の整備 (4) 造林 (5) コンテナ苗生産基盤施設等の整備	別表2のとおり	別表2の事業内容欄に掲げる1、2の(3)及び(5)の事業 水林第14号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 (申請者が市町村である場合及び補助事業の内容が建設工事である場合を除く。) 水林第52号様式 水林第53号様式 別に指示する様式 別表2の事業内容欄に掲げる2の(1)及び(4)の事業 水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式 別表2の事業内容欄に掲げる2の(2)の事業 水林第14号様式 水林第18号様式	別表2の事業内容欄に掲げる1、2の(3)及び(5)の事業 水林第29号様式 水林第31号様式 水林第52号様式 水林第53号様式 別に指示する様式 別表2の事業内容欄に掲げる2の(1)及び(4)の事業 水林第2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式 別表2の事業内容欄に掲げる2の(2)の事業 水林第29号様式 水林第31号様式 水林第63号様式 水林第64号様式 水林第65号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	

				水林第20号様式 水林第63号様式 別に指示する様式					
32 特用林産生産資材高騰対策事業 生産資材の国産化及びコスト低減に取り組み経営の体質強化を図るため、予算の範囲内で補助する。	(1) 自らきのこ生産を行う市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農事組合法人及び民間事業者であってきのこの販売収入が事業収入の過半を占める者 (2) 取組実施者を取りまとめる市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者	自らきのこ生産を行う市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者であってきのこの販売収入が事業収入の過半を占める者が特用林産生産資材高騰対策事業を行う場合におけるきのこの次期生産に必要な生産資材の導入に要する経費	定額	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
33 森林整備担い手対策推進事業 林業労働力の確保及び森林作業員の育成に必要な対策を実施し、林業の振興と森林整備の推進を図るため、予算の範囲内で補助する。									
(1) 林業担い手研修事業 (地域提案型研修を除く)	一般社団法人北海道造林協会	一般社団法人北海道造林協会が行う林業担い手研修事業に要する次に掲げる経	10分の10以内	水林第2号様式 水林第14号様式	水林第2号様式 水林第29号様式	提出部数 提出期限	1部 別に指示		

く)		<p>費</p> <p>1 主催研修 主催研修に要する経費（賃金、謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、教材費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、借上料及び補償料）</p> <p>2 林業現場指導研修 現場指導研修の経費助成に要する経費（賃金・謝金）</p> <p>3 技能講習 技能講習の経費助成に要する経費（受講料）</p> <p>4 北海道林業労働力育成協議会 協議会の開催等に要する経費（謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、委託料及び借上料）</p>		水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式	水林第31号様式	提出先	する日 水産林務部林務局 林業木材課		
(2) 森林作業員就業条件整備事業	一般社団法人北海道造林協会	一般社団法人北海道造林協会が行う森林作業員就業条件整備事業に要する経費（奨励金支給に要する経費）	定額	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 水林第92号様式	水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 水林第92号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 水産林務部林務局 林業木材課		
(3) 新規参入定着支援事業	一般社団法人北海道造林協会	一般社団法人北海道造林協会が行う新規参入定着支援事業に要する経費（奨励金支給に要する経費）	定額	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式	水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 水産林務部林務局 林業木材課		
(4) 林業就業促進資金償還免除事業	一般社団法人北海道造林協会	一般社団法人北海道造林協会が行う林業就業促進資金償還免除事業に要する経費（林業就業促進資金の償還免除措置に要する経費）	10分の10以内	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式	水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 水産林務部林務局		

							林業木材課		
(5) 林業担い手確保業務推進事業	一般社団法人北海道造林協会	一般社団法人北海道造林協会が行う林業担い手確保業務推進事業に要する経費(人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、修繕料、広告料、手数料、通信運搬費、委託費、使用料及び賃借料並びに備品購入費)	10分の10以内	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式	水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 水産林務部林務局 林業木材課		
(6) 林業技術現場体験学習事業	一般社団法人北海道林業機械化協会	一般社団法人北海道林業機械化協会が行う林業技術現場体験学習事業に要する経費(謝金、旅費、消耗品費、燃料費、教材費、手数料、通信運搬費、保険料及び借上料)	2分の1以内	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式	水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 水産林務部林務局 林業木材課		
(7) 林業労働環境整備事業	(1) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく「危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施(リスクアセスメント)」の導入事業体(公共団体を除く)かつ北海道林業事業体登録実施要綱(平成24年8月27日付け林業木材第652号)第3の規定により登録を受けた林業事業体リスクアセスメント導入事業体かつ北海道林業事業体登録制度の登録事業体	林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)に基づく雇用管理の改善及び事業の合理化措置計画の認定事業主又はリスクアセスメント導入事業体かつ北海道林業事業体登録実施要綱(平成24年8月27日付け林業木材第651号)第3の規定により登録を受けた林業事業体が行う林業労働環境整備事業に要する経費(労働環境整備に要する経費)	2分の1以内	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式	水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	

	(2) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)に基づく、雇用管理の改善及び事業の合理化措置計画の認定事業主								
(8) 林業担い手研修事業 (地域提案型研修)	(1) 事業主又は林業関係者で組織する団体 (2) その他知事が研修実施者として適当と認める者	事業主又は林業関係者で組織する団体、その他知事が研修実施者として適当と認める者が実施する研修等に要する経費(賃金、謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、教材費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、借上料及び補償料)	2分の1以内	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式	水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
(9) 林業労働安全衛生活動促進事業(林業災害リスクアセスメント定着促進事業)	林業・木材製造業労働災害防止協会北海道支部	林業・木材製造業労働災害防止協会北海道支部が行う林業労働安全衛生活動促進事業(林業災害リスクアセスメント定着促進事業)に要する経費(指導員謝金、指導員旅費、消耗品費、資料作成費及び通信運搬費)	2分の1以内	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式	水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 水産林務部林務局 林業木材課		
34 造林事業 本道における民有林林業を振興し、もって国土保全及び森林資源の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。				水林第2号様式 水林第54号様式 別に指示する様式		提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	実績報告は要しない。
(1) 森林環境保全整備事業									
ア 森林環境保全直接支援事業	市町村 森林所有者 森林組合等(森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下同	補助対象者が行う森林環境保全直接支援事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 人工造林事業費 (2) 樹下植栽等事業費 (3) 下刈り事業費	10分の4 ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森						

	<p>じ。) 森林整備法人等 (森林整備法人、 一般社団法人及び 一般財団法人に関 する法律(平成18 年法律第48号)第 2条第1号に規定 する法人(造林を 行うことを主たる 目的としている法 人であつて、地方 公共団体がその社 員であるもの又は 地方公共団体がそ の基本財産の全部 若しくは一部を抛 出しているも の。)をいう。以 下同じ。) 特定非営利活動法 人等(森林法施行 令(昭和26年政令 第276号)第11条 第7号に掲げる特 定非営活動法人等 をいう。以下同 じ。) 森林法施行令第11 条第8号に規定す る団体(以下「森 林所有者の団体」 という。) 森林経営計画の認 定を受けた者(以 下「森林経営計画 策定者」とい う。) 特定間伐等促進計 画(森林の間伐等</p>	<p>(4) 倒木起こし事業費 (5) 枝打ち事業費 (6) 除伐事業費 (7) 保育間伐事業費 (8) 間伐事業費 (9) 更新伐事業費 (10) 付帯施設等整備事業費 (11) 森林作業道整備事業費</p>	<p>林施設及びこれ らに必要な路網 の整備について は、10分の5</p>					
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	--	--	--	--	--

	<p>の実施の促進に関する特別措置法 （平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者 森林経営管理法 （平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）</p>								
イ 特定森林再生事業									
(ア) 森林緊急造成	<p>市町村 ただし、自らが所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合（自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災</p>	<p>補助対象者が行う森林緊急造成事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 人工造林事業費 (2) 樹下植栽等事業費 (3) 下刈り事業費 (4) 倒木起こし事業費 (5) 除伐事業費 (6) 付帯施設等整備事業費 (7) 森林作業道整備事業費</p>	<p>10分の4 ただし、市町村及び森林整備法人等が行う場合にあっては、10分の5</p>						

	<p>害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害をいう。）による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）に限る。森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等又は民間事業者ただし、自らが所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。</p>							
<p>(イ) 被害森林整備</p>	<p>市町村 ただし、自ら所有する森林で事業を実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る。 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画</p>	<p>補助対象者が行う被害森林整備事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 人工造林事業費 (2) 樹下植栽等事業費 (3) 下刈り事業費 (4) 倒木起こし事業費 (5) 枝打ち事業費 (6) 除伐事業費 (7) 保育間伐事業費 (8) 更新伐事業費 (9) 付帯施設等整備事業費 (10) 森林作業道整備事業費 (11) 森林保全再生整備事業費</p>	<p>10分の4</p>					

	<p>策定者又は民間事業者</p> <p>ただし、自らが所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。</p> <p>森林所有者。ただし、地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。</p>							
(ウ) 重要インフラ施設 周辺森林整備	<p>市町村</p> <p>ただし、自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要インフラ施設</p>	<p>補助対象者が行う重要インフラ施設周辺森林整備に要した経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 人工造林事業費</p> <p>(2) 樹下植栽等事業費</p> <p>(3) 下刈り事業費</p> <p>(4) 倒木起こし事業費</p> <p>(5) 枝打ち事業費</p> <p>(6) 除伐事業費</p> <p>(7) 保育間伐事業費</p> <p>(8) 更新伐事業費</p> <p>(9) 付帯施設等整備事業費</p> <p>(10) 森林作業道整備事業費</p>	<p>10分の4</p> <p>ただし、市町村及び森林整備法人等が行う場合にあっては、10分の5</p>					

		<p>設周辺森林整備の 施行地と一体的に 実施する場合に限 る。 森林整備法人等、 森林組合等、特定 非営利活動法人 等、森林経営計画 策定者又は民間事 業者 ただし、自らが所 有する森林で実施 する場合でなく、 かつ、地方公共団 体、重要インフラ 施設管理者及び森 林所有者と協定を 締結して事業を実 施する場合に限 る。</p>							
(2) 農山漁村地域整備交付金事業		<p>補助対象者が行う農山漁村地域整備交付金事業に要した経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 全体計画調査事業費 (2) 共生環境整備事業費 (3) 付帯施設整備事業費 (4) 林内歩道等整備事業費 (5) 用地等取得事業費</p>	<p>(5)の経費に係 する場合 10分の4 上記以外の経費 に係る場合 10分の7</p>						
ア 森林空間総合整備事業	市町村								
イ 絆の森整備事業	<p>市町村 森林所有者 森林組合等 森林整備法人等 特定非営利活動法人等 森林所有者の団体 森林経営計画策定者</p>								

<p>35 豊かな森づくり推進事業 伐採跡地等の着実な植林を目的として行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が豊かな森づくり推進事業を行う森林所有者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当しないものを除く。）に対し当該事業に要する経費を補助した場合における当該補助に要する経費</p>	<p>26分の16以内 ただし、市町村が森林所有者に対して森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21林整計第336号林野庁長官通知）に基づき補助対象とした植栽に要する経費（以下「事業費」という。）の100分の26以上補助する場合にあっては、事業費の100分の16を限度とする。</p>	<p>水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第69号様式 別に指示する様式</p>	<p>水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 水林第69号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p>	<p>1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	
<p>36 林道事業 民有林の開発及び林産物の合理的な生産を促進し、森林経営の合理化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村、森林組合 生産森林組合及び森林組合連合会</p>	<p>市町村、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会が行う林道事業に要する経費のうち、次に掲げる事業に要する経費 (1)森林管理道（開設、改良（幹線・その他）、点検診断・保全整備、PCB廃棄物処理） (2)森林基幹道（開設、改良（幹線・その他）、点検診断・保全整備、PCB廃棄物処理） (3)林業専用道（開設・改良） (4)林業生産基盤整備道（開設、改良</p>	<p>100分の51以内 ただし、間伐を行うために開設する森林管理道のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）による公示又は山村振興法（昭和40年法律</p>	<p>水林第14号様式 水林第18号様式 水林第19号様式 水林第20号様式 水林第63号様式 別に指示する様式</p>	<p>水林第29号様式 水林第31号様式 水林第63号様式 水林第64号様式 水林第65号様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p>	<p>1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	

		(幹線・その他) (5)山村強靱化林道(開設、改良)	第64号)による指定に係る市町村の区域(以下、「振興山村及び過疎地域」という。)において市町村が行う事業に要する経費にあつては、100分の56以内 また、左記事業の(1)、(2)、(4)の改良のその他、(3)の改良及び(5)の林道が直接又は支線等を経由して自動車道等に二カ所以上で接続するもの以外の改良に要する経費にあつては100分の31以内 なお、地方創生道整備推進交付金交付要綱(平成28年4月20日付け28農振第150号農林水産事務次官通知)に基づく振興山村及び過疎地域以外の開設に要する経費にあつては100分の46以内						
37 林道災害復旧事業 暴風雨、洪水その他の異	市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う林道災害復旧事業に要する経費	別記のとおり	水林第14号様式 水林第18号様式	水林第29号様式 水林第31号様式	提出部数 提出期限	1部 別に指示	総合振興局長又は振興局長	

<p>常な天然現象によって災害を受けた林道の復旧を促進し、もって林業の振興とその経営の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>				<p>水林第19号様式 水林第20号様式 水林第63号様式 別に指示する様式</p>	<p>水林第63号様式 水林第64号様式 水林第65号様式</p>	<p>提出先</p>	<p>する日 総合振興局又は振興局</p>		
<p>38 小規模治山特別対策事業 林地の荒廃に起因する災害を防止し、もって民生の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が行う小規模治山特別対策事業に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>水林第2号様式 水林第14号様式 水林第20号様式 水林第56号様式 水林第59号様式 水林第61号様式 別に指示する様式</p>	<p>水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 水林第56号様式 水林第59号様式 水林第60号様式 水林第61号様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p>	<p>1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	
<p>39 林業後継者育成事業（林業グループ活動の支援） 地域林業の担い手として期待される林業グループの組織強化等の活動を支援し、林業後継者及び林業労働力の確保に資するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道林業グループ協会</p>	<p>北海道林業グループ協会が行う林業後継者育成事業（林業グループ活動の支援）に要する経費（賃金、謝金、旅費（講師、委員、指導者、調査、学習）、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（機械、バス、施設、資機材等）、備品購入費（木材生産木材加工、特用林産物生産、加工等に必要機材を含む。））</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p>	<p>1部 別に指示する日 水産林務部森林環境局森林活用課</p>		
<p>40 オホーツク森林産業振興協会事業 オホーツク圏域における林業・木材関連産業の振興を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人オホーツク森林産業振興協会</p>	<p>一般社団法人オホーツク森林産業振興協会が行う、地域材利用促進事業及び木育促進事業に要する経費のうち次に掲げる経費 (1) 賃金 (2) 謝金 (3) 旅費 (4) 需用費 (5) 役務費 (6) 委託料 (7) 使用料及び賃借料</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p>	<p>1部 別に指示する日 オホーツク総合振興局</p>	<p>オホーツク総合振興局長</p>	
<p>41 森林施業プランナー育成対策事業 森林施業プランナーを目</p>	<p>北海道森林組合連合会</p>	<p>北海道森林組合連合会が行う森林施業プランナー育成対策事業に要する経費（人件費、報償費、旅費、需用費、役務</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式</p>	<p>水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式</p>	<p>提出部数 提出期限</p>	<p>1部 別に指示する日</p>		

			費、委託料、使用料及び賃借料)		水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	別に指示する様式	提出先	水産林務部森林環境局森林活用課		
42 北海道漁業協同組合連合会と市町村の連携による森林づくり活動への支援事業 森林環境譲与税を活用した森林整備の主体となる市町村と連携した植樹活動を支援し、道民の森林環境税への理解促進に資するため、予算の範囲内で補助する。	北海道漁業協同組合連合会	北海道漁業協同組合連合会が市町村と連携して行う森林づくり活動に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 森林づくり活動に係る企画調整や税等の普及啓発 職員旅費、事務用品、通信運搬費 ホームページ作成費、リーフレット印刷等 (2) 森林づくり活動の促進 傷害保険料、消耗品、食料費（飲み物代に限る）、苗木等資材購入、車輛借上料、地拵え経費、植樹会場等の整備、器具等の購入・借上料、バスの借上料	補助対象経費欄の(1)については、2分の1以内 (2)については、定額	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 水産林務部森林環境局森林活用課			
43 「北海道のmokuiku」（木育）推進事業（木育マスターの活動に対する支援） 木育マスターの活動を支援し、木育の道民運動としての定着と、その取組を通して森林づくりへの道民の関心を高めるため、予算の範囲内で補助する。	木育マスター及び木育マスターが組織する団体	木育マスター及び木育マスターが組織する団体が行う木育活動に要する次の経費 (1) 報償費（連携して木育活動を行う木育マスター等への謝金） (2) 旅費（連携して木育活動を行う木育マスター等含む） (3) 需用費（資材費、消耗品費、印刷製本費） (4) 役務費（通信費、手数料、木製遊具等運搬費） (5) 使用料及び賃借料（会場等借上費、木製遊具等レンタル料）	2分の1以内	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 水産林務部森林環境局森林活用課			

別記

1 奥地幹線林道に係るものにあつては、工事費の10分の6.5、その他の林道に係るものにあつては、工事費の10分の5の比率により算定して得た額とする。ただし、令和5年1月1日から同年12月31日までに発生した災害により甚大な被害を受けた地域（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。次項において「暫定措置法」という。）第3条第4項の規定により

年ごとに農林水産大臣が指定する地域とする。)に限り、その災害を受けた林道の災害復旧事業の事業費(以下この項において「事業費」という。)のうち、市町村ごとに、その区域内にある奥地幹線林道又はその他の林道について、その年に発生した災害に係る事業費の総額(以下この項において「事業費総額」という。)が、当該復旧事業に係る林道の総延長のメートル数(以下この項において「林道総延長」という。)に1,000円を乗じた額を超える場合において、その超える部分の額を当該奥地幹線林道とその他の林道との事業費の額に応じて按分した額に相当する部分(以下この項において「按分額相当分」という。)については、奥地幹線林道に係るものにあつては10分の9(当該部分のうち、事業費総額が林道総延長に1,200円を乗じた額を超える場合において、按分額相当分については、10分の10)、その他の林道に係るものにあつては、10分の7.5(当該部分のうち、事業費総額が林道総延長に1,200円を乗じた額を超える場合において、按分額相当分については、10分の8.5)の比率によるものとする。

2 令和5年12月31日までの3年間に発生した災害により甚大な被害を受けた農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和25年政令第152号)第5条の3に定める地域内において、令和5年1月1日から同年12月31日までに発生した災害により被害を受けた林道の災害復旧事業の事業費に対する補助の比率は、前項の規定にかかわらず、暫定措置法第3条の2に定める比率によるものとする。

3 激甚災害を受けた激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和37年政令第403号。以下「政令」という。)第14条に定める地域における当該激甚災害に係る林道の災害復旧事業については、第1項の規定による額に当該災害復旧事業に要する経費の額(第1項の規定による額に相当する額を除く。以下この項において「控除額」という。)のうち、政令第15条第2号に定める額に相当する部分の額を政令第16条第2号に定めるところにより区分し、その区分された部分の額にそれぞれ次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率により算出して得た額の合計額を加えた額とする。この場合において、政令第15条及び第16条の規定の適用に当たっては、これらの規定中「通常補助控除額」とあるのは、「控除額」とする。

(1) 政令第16条第2号イに規定する額については、10分の7

(2) 政令第16条第2号ロに規定する額については、10分の8

(3) 政令第16条第2号ハに規定する額については、10分の9

4 査定用設計委託に係るものにあつては、林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱(昭和60年1月16日59林野道第605号農林水産事務次官通達)第4の規定により算出して得た額の2分の1以内とする。

別表1 各事業の内容、補助率及び実施要件

(1) 増養殖施設整備事業

区分	事業の内容	補助率	実施要件
浜の活力再生プラン推進タイプ	①養殖施設（養殖施設再配置を含む）	1 / 2 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業管理、資源回復又は漁場環境の維持・改善の取組を阻害するおそれのあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）は、対象としないものとする。 ・ 養殖施設再配置については、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に定める漁場改善計画に基づくこと。交付対象は繫留資材に限る。
	②種苗生産施設（養殖用種苗用等、所得向上を目的とした種苗生産施設）	1 / 2 以内	
	③地下海水取水施設の整備	1 / 2 以内	
浜の活動環境整備支援タイプ	④種苗生産施設（さけ・ます資源及び内水面水産資源を除く資源の増大を目的としたもの）	1 / 2 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかに該当するものを対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 既存の施設ではその位置又は能力から見て必要とされる種苗供給が困難な都道府県で実施するもの。ただし、施設の整備の実施箇所の選定のため都道府県等が行う調査の結果に基づき、地理的及び生物的条件から見て適地であると認められる場所で、かつ、既存の施設の補完的な役割を担いうる場所で実施するもの。 イ 広域回遊性資源を増大させる上で拠点となる施設の整備で、その対象となる魚種について先進県等がその海域全体として実施するもの。 ウ 既存の施設を利用した増設、改築、合体又は併設により新技術導入等のための施設の整備に係るもの。
本体施設に同じ	⑤上記の附帯施設	本体施設に同じ	・ 同左

(注1) 区分欄が「浜の活力再生プラン推進タイプ」である施設を整備する場合にあっては、当該漁村地域において策定された浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていることを要するものとする。

(2) 漁業共同利用施設整備事業

区分	事業の内容	補助率	実施要件
浜 の 活 力 再 生 プ ラ ン 推 進 タ イ プ	①荷さばき施設	1 / 2 以内	<ul style="list-style-type: none"> 地方卸売市場又は中央卸売市場（卸売市場法(昭和46年法律第35号)に定めるもの)は対象としない。 年間取扱量が3,000 t 以上（産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約され、3,000 t 以上の年間取扱量が見込まれる場合も含む。）の地域にあつては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画（水産物集出荷機能集約・強化対策事業実施要領（平成31年3月27日付け30水港第2382号水産庁長官通知）に基づき策定する基本計画をいう。以下同じ。）が策定されていること。 市場機能を有する場合は、産地市場再編整備計画（水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針（平成13年3月30日付け12水漁第4504号水産庁長官通知）に基づき都道府県が策定する整備計画をいう。）に基づくものであること。
	②鮮度保持施設	1 / 2 以内 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> 年間取扱量が3,000 t 以上（産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約され、3,000 t 以上の年間取扱量が見込まれる場合も含む。）の地域にあつては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画が策定されていること。
	③作業保管施設	1 / 2 以内	
	④加工処理施設	4 / 10 以内 (注1)	
	⑤海水処理施設	1 / 2 以内	
	⑥蓄養施設	4 / 10 以内	
	⑦漁獲物運搬施設	4 / 10 以内 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> 年間取扱量が3,000 t 以上（産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約され、3,000 t 以上の年間取扱量が見込まれる場合も含む。）の地域にあつては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画が策定されていること。 離島等の条件不利地域を対象とするものであること。
	⑧漁船保全修理施設	4 / 10 以内	
	⑨漁業作業等軽労化機能整備	1 / 2 以内	
	⑩燃油補給施設	1 / 2 以内 (注1)	
	⑪省エネルギー型施設機能整備	1 / 2 以内 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> 施設稼働にかかるエネルギーの消費量又はそのコストを1割以上削減すること。
	⑫小規模漁場施設	1 / 2 以内	<ul style="list-style-type: none"> 事業効果の把握のため必要な情報の収集体制が整っていること。 漁獲規制を含む漁場管理規程を定めること。 海藻の繁茂する場の造成にあつては総事業費1億円未満であること。

	⑬その他、浜の活力再生プランで必要となる施設	1 / 2 以内	浜の活力再生プランの目標達成に必要なとなる施設に限る。
浜の活動環境整備支援タイプ	⑭水産廃棄物等処理施設	1 / 2 以内	
	⑮密漁等監視施設	1 / 2 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・密漁被害があること。 ・施設の適切な運用に足る人員が確保されていること。 ・地方公共団体が保有する監視船は、交付の対象としない。
	⑯水産情報高度利用施設	1 / 2 以内	
	⑰衛生環境強化機能整備	1 / 2 以内	
	⑱漁業研修等施設	1 / 2 以内又は1 / 3 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業研修施設の事業実施主体は地方公共団体、地方公共団体の一部事務組合、地方公共団体等が出資する法人及び漁業協同組合連合会に限る。 ・建設面積が300㎡を超える漁業研修施設の交付率は1/3以内とする。
	⑲水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備	1 / 2 以内	
	⑳再生可能エネルギー利用施設・機能整備	1 / 2 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・共同利用施設等へ太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等により発電したエネルギーを供給するために必要な発電施設及びそれに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条の再生可能エネルギー発電設備の対象となる場合を除く。
本体施設に同じ	⑳上記の附帯施設	本体施設に同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・同左

(注1) 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域で施設を整備する場合には5.5/10以内とする。

(注2) 区分欄が「浜の活力再生プラン推進タイプ」である施設を整備する場合にあっては、当該漁村地域において策定された浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていることを要するものとする。

(3) 加工流通共同利用施設整備事業

区分	事業の内容	補助率	実施要件
浜の活力再生プラン推進タイプ	①荷さばき施設	1 / 2 以内又は1 / 3 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物産地市場※のうち卸売市場法第13条第1項の卸売市場（地方卸売市場）に限る。 ・水産物産地市場再編整備計画に基づくものに限る。 ・水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画を策定している場合は、交付率1/2以内 ・水産物のEU向け輸出に係る産地の登録のための実務マニュアルに従い、登録を目指すものである場合は、交付率1/2以内 ・それ以外は、交付率1/3以内 ※水産物の卸売のために開設される市場であって、漁船による水産物の直接水揚げ又は陸送による生産地からの水産物の搬入を受けて、第1段階の取引を行う市場
	②鮮度保持施設	1 / 2 以内又は1 / 3 以内 (注1)	・年間取扱量が8,000トン以上の地域では、交付率1/3以内
	③加工処理施設	4 / 10 以内又は1 / 3 以内 (注1)	・施設整備後3年以内にHACCP認定を取得する場合、又は施設整備に併せて廃棄物処理を行う機能を整備する場合に限り交付率 4 / 10以内
	④海水処理施設	1 / 2 以内又は1 / 3 以内	・年間取扱量が5,000トン以上の地域では、交付率1/3以内
	⑤廃棄物等処理施設	1 / 2 以内	
	⑥加工流通作業等軽労化機能整備	1 / 2 以内	
	⑦衛生環境強化機能整備	1 / 2 以内	
	⑧水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備	1 / 2 以内	
	⑨再生可能エネルギー利用施設・機能整備	1 / 2 以内	・共同利用施設等へ太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等により発電したエネルギーを供給するために必要な発電施設及びそれに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条の再生可能エネルギー発電設備の対象となる場合を除く。
	⑩その他、浜の活力再生プランで必要となる施設	1 / 2 以内	・浜の活力再生プランの目標達成に必要となる施設に限る。
	⑪上記の附帯施設	本体施設に同じ	・同左

(注1) 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域で行う場合については5.5/10以内とする。

(注2) 当該漁村地域において策定された浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていることを要するものとする。

(4) 水産業競争力強化緊急施設整備事業

事業の内容	補助率	実施要件
①養殖用種苗生産施設	1/2 以内	
②養殖施設(養殖施設再配置を含む。)	1/2 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業管理、資源回復又は漁場環境の維持・改善の取組を阻害するおそれのあるもの(資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など)は、対象としないものとする。 ・養殖施設再配置については、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に定める漁場改善計画に基づくこと。交付対象は繫留資材に限る。
③漁獲物運搬施設	1/2 以内 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・年間取扱量が3,000t未満の地域又は水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画が策定された地域であって離島等の条件不利地域を対象とするものであること。
④荷さばき施設	1/2 以内 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・市場機能を有する場合は、「産地市場再編整備計画」及び「漁港における衛生管理基準について」に基づくものに限る。
⑤省エネルギー型施設機能整備	1/2 以内 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設稼働にかかるエネルギーの消費量又はそのコストを1割以上削減すること。 ・当該施設の利用状況が適切であること。
⑥漁場底質改善	1/2 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果の把握のため、必要な情報の収集体制が整っていること。 ・5年後に生産量1割増加を目指すものに限る。
⑦つきいそ	1/2 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲規制を含む漁場管理規程を定めること。 ・事業効果の把握のため、必要な情報の収集体制を整えること。 ・5年後に生産量1割増加を目指すものに限る。
⑧放流用種苗生産施設	1/2 以内	
⑨さけ・ます種苗生産等施設	1/2 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・サケの放流尾数の都道府県内合計が過去3年連続して2百万尾以上であること。 ・都道府県内のサケ沿岸来遊尾数(沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計)が過去3年連続して1万尾以上であること。
⑩種苗中間育成施設	1/2 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・内水面漁業に係るものに限る。
⑪病害汚染防止施設	1/2 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・内水面漁業に係るものに限る。
⑫加工処理施設	1/2 以内 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲物の簡易な加工処理施設に限る。
⑬再生可能エネルギー利用施設・機能整備	1/2 以内 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・共同利用施設等へ太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等により発電したエネルギーを供給するために必要な発電施設及びそれに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条の再生可能エネルギー発電設備の対象となる場合を除く。
⑭海業支援施設	1/2 以内 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的として、加工作業所、地域水産物普及施設(加工品や郷土料理の展示及び販売提供等)、漁業体験施設、休憩所等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 ・ただし、加工作業所、地域水産物普及施設については、当該施設的全取扱量のうち3分の2以上が地域水産物であることとする。

⑮作業保管施設	1 / 2 以内 (注1)	・水産物の一時保管施設については、出荷前の一次処理施設を伴う場合に限る。
⑯海水処理施設	1 / 2 以内 (注1)	
⑰漁船保全修理施設	1 / 2 以内	
⑱水産作業等軽労化機能整備	1 / 2 以内	
⑲船舶離発着施設	1 / 2 以内 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所（休憩所、便所等）、浮棧橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。
⑳岸壁等の軽労化施設	1 / 2 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・浮棧橋及びベルトコンベア、クレーン等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。
㉑密漁等監視施設	1 / 2 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・密漁被害があること。 ・施設の適切な運用に足る人員が確保されていること。 ・地方公共団体が保有する監視船は助成対象外とする。
㉒燃油補給施設	1 / 2 以内 (注1)	
㉓深層水等利活用施設	1 / 2 以内 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落とする。ただし、漁港の区域外の海域や漁港の背後集落外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。また、港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく港湾で行う場合には漁業活動が行われている地域であり当該事業が水産業の振興に資すると認められる場合に限る。 ・深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。なお、配水管は共同利用施設へ配水するための幹線及び主要な支線とし、個別給水管を含まないものとする。また、所要の清浄を確保するのが困難な場合は、滅菌処理等の施設を整備することができる。 ・また、深層水等を利用した製氷施設及び水産物加工施設並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものをあわせて整備することができる。
㉔鮮度保持施設	1 / 2 以内 (注1)	・国産水産物を3分の2以上扱う施設に限る。
㉕水産廃棄物等処理施設	1 / 2 以内 (注1)	
㉖養殖場環境管理施設	1 / 2 以内	・養殖場の環境管理のために設置するものに限る。
㉗水産情報高度利用施設	1 / 2 以内	
㉘衛生環境強化機能整備	1 / 2 以内	
㉙地下海水取水施設	1 / 2 以内	
㉚水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備	1 / 2 以内	

③①その他、浜の活力再生広域プランで必要となる施設	1 / 2 以内 (注1)	・所得の向上に関連する施設に限る。
③②上記の附帯施設	本体施設に 同じ	・同左

(注1) 離島で行う場合については5.5/10以内とする。

別表2

事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率等
<p>1 木材産業の体質強化対策</p> <p>(1) 木材加工流通施設等整備(大規模・高効率化)</p> <p>① 木材加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(2) 木材加工流通施設等整備(低コスト化)</p> <p>① 木材加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(3) 木材加工流通施設等整備(供給力強化)</p> <p>① 木材加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(4) 品目転換施設整備</p> <p>(5) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備附帯事業((1)～(4)の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等)</p>	<p>市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他知事が認めるものであって体質強化計画に明記された事業実施主体</p>	<p>(1) 木材加工流通施設等整備(大規模・高効率化)に要する経費</p> <p>(2) 木材加工流通施設等整備(低コスト化)に要する経費</p> <p>(3) 木材加工流通施設整備(供給力強化)に要する経費</p> <p>(4) 品目転換施設整備に要する経費</p> <p>(5) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備附帯事業に要する経費</p>	<p>1/2以内</p>
<p>2 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策</p> <p>(1) 間伐材生産</p> <p>① 間伐材の生産</p> <p>② 里山林の整備</p> <p>③ 関連条件整備活動(①又は②と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)</p> <p>(2) 路網整備・機能強化</p> <p>① 林業専用道(規格相当)整備</p> <p>② 森林作業道整備</p> <p>③ 機能強化</p> <p>④ 関連条件整備活動(①～③と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)</p>	<p>(1) 市町村、森林整備法人等(森林整備法人(収斂林特別措置法(昭和33年法律第57号)第10条第2号に定める森林整備法人をいう。以下同じ。)、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。)をいう。以下同じ。)、及び効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として林野庁長官が別に定める考え方に則って、知事が選定した林業経営体(以下「選定経営体」という。)、地域協議会、森林所有者、その他知事が認めるものであって体質強化計画に明記された事業実施主体</p> <p>(2) 市町村、森林整備法人等及び選定経営体</p>	<p>(1) 間伐材生産に要する経費</p> <p>(2) 路網整備に要する経費</p>	<p>(1) 定額とする。</p> <p>(2) 次の定額単価とする。</p> <p>① 林業専用道(規格相当)</p> <p>ア 林業専用道(規格相当)(施設一体型以外)</p> <p>開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分(15度未満)は1メートル当たり32,000円、B区分(15度以上25度未満)は1メートル当たり35,000円、C区分(25度以上)は1メートル当たり38,000円とする。</p>

			<p>る。</p> <p>なお、各区分の北海道の開設延長の合計に上記単価を乗じた金額を上限とする。</p> <p>また、林業専用道作設指針（令和4年3月25日付け森整第2438号水産林務部長通知）の基準を満たすものとする。</p> <p>イ 林業専用道(規格相当)(施設一体型) 開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり46,000円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり49,000円、C区分（25度以上）は1メートル当たり52,000円とする。</p> <p>なお、各区分の北海道の開設延長の合計に上記単価を乗じた金額を上限とする。</p> <p>また、林業専用道作設指針（令和4年3月25日付け森整第2438号水産林務部長通知）の基準を満たすものとする。</p> <p>ウ 補強(林業専用道(規格相当)、森林作業道)ア及びイの合計事業費の10%を上限とする。</p> <p>② 森林作業道 1メートル当たり2,000円とする。</p> <p>なお、北海道の開設延長の合計に、上記単価を乗じた額を上限とする。</p> <p>また、北海道森林作業道作設指針（平成25年3月14日付け森林第1249号水産林務部長通知）の基準を満たすものとする。</p> <p>③ 機能強化 事業費の1/2以内</p>
(3) 高性能林業機械等の整備	(3) 市町村、森林整備法人等、選定経営体及び貸付けを行う事業を実施するもの（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45条）第11条に基づく林業労働力確保支援センター、森林組合連合会その他知事が認めるもの）	(3) 高性能林業機械等の整備に要する経費	(3) 次の定額単価とする。 高性能林業機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量（事業実施年度を始期とする3年間の年平均計画）1,000㎡当たり200万円。ただし、その助成額は購入価格の1/2を上限とする。また、同一事業実施主体が複数台機械を整備する場合は、それぞれの機械に対し適用する。
(4) 造林 ① 人工造林 ② 下刈り ③ 関連条件整備活動（①又は②と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）	(4) 市町村、森林整備法人等及び選定経営体地域協議会、森林所有者、その他知事が認めるものであって体質強化計画に明記された事業実施主体	(4) 造林に要する経費	(4) 定額とする。

<p>(5) コンテナ苗生産基盤施設等の整備 ① コンテナ苗生産基盤施設等整備 ② 普通苗生産基盤施設等整備</p>	<p>(5) 市町村、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項に基づく認定を受けた認定特定増殖事業者及びその認定を受ける見込みの者、その他知事が認める団体等</p>	<p>(5) コンテナ苗生産基盤施設等の整備に要する経費</p>	<p>(5) 定額とする。</p>
----------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------	-------------------

注 補助金額は、補助対象事業費が表中の補助率等の定めにより算出される額を下回る場合は、補助対象事業費を上限とする。